

運動名

平成29年 冬の交通安全運動

期間

平成29年12月10日（日）から12月19日（火）までの10日間

目的

例年、年末のこの時期は、交通事故が増加する傾向にあり、重大な交通事故の発生が心配されます。また、忘年会等で飲酒の機会が増え、飲酒運転による交通事故の発生も懸念されます。

そこで、運動重点に沿った交通安全運動を県民総ぐるみで展開し、県民一人一人が交通ルールを遵守し、交通マナーを実践することにより、交通事故の防止を図ります。

スローガン

～ 気のゆるみ 一杯だけが 命とり ～

運動重点

1. 飲酒運転の根絶
2. 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
3. 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
4. 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

【主唱 千葉県交通安全対策推進委員会】



推進事項

1 飲酒運転の根絶

重大事故に直結する悪質・危険な飲酒運転が、いまだに後を絶ちません。運転者を始め県民に対し、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを訴えて、「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない」という規範意識の確立を図るとともに、地域、職場、家庭、飲食店等、県民総ぐるみで飲酒運転の根絶を目指します。

- 交通事故被害者等の声を反映した啓発活動等を通じ、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- 飲酒運転の悪質性・危険性への理解や、飲酒運転行為を是正させるための運転者教育等、飲酒運転根絶に向けた取組の促進

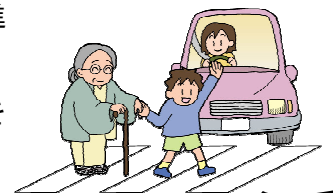


※ 自転車も車両です！飲酒運転は禁止です！

2 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

子供とその保護者及び高齢者の交通安全意識の高揚を図るとともに、運転者・職場・家庭・地域ぐるみで子供や高齢者に対する保護意識の醸成を図ることで、交通事故を防止します。

- 通学路等における幼児・児童の安全の確保と、安全に道路を通行するための子供とその保護者に対する交通安全教育・広報啓発の促進
- 横断歩道における歩行者等の保護活動（ゼブラ・ストップ活動）の強化
- 高齢者自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- 高齢者の運転に関する家庭内での話し合いの促進
- 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載された、高齢運転者を支援するセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発



3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

夕暮れ時や夜間の交通事故を防止するため、歩行者・自転車利用者に対する反射材用品等の着用の普及促進を図るとともに、自転車乗用中の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を促進し、危険・迷惑行為の防止を図ります。また、自動車運転者には、早めのライト点灯と、前照灯の小まめな切り替え等による、歩行者、自転車利用者の早期発見を呼び掛けます。

- 早朝や夕方、夜間外出時における歩行者・自転車利用者の反射材用品等の着用の推進
- 「千葉県自転車条例」及び「ちばサイクルール」の周知徹底
- 「自転車運転者講習制度」の周知



【自転車に乗る前のルール】

- ① 自転車保険に入ろう
- ② 点検整備をしよう
- ③ 反射器材を付けよう
- ④ ヘルメットをかぶろう
- ⑤ 飲酒運転はやめよう

【自転車に乗るときのルール】

- ① 車道の左側を走ろう
- ② 歩いている人を優先しよう
- ③ ながら運転はやめよう
- ④ 交差点では安全確認しよう
- ⑤ 夕方からライトをつけよう

- 「3・ライト運動」のより一層の周知と道路利用者による実践
- 夜間の対向車や先行車がない状況における走行用前照灯（いわゆるハイビーム）使用の励行

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

自動車乗車中における交通事故発生時の被害防止・軽減を図るため、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用に係る積極的な啓発活動を展開します。

- 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け等、正しい使用方法の周知徹底
- 国の安全基準に適合したチャイルドシートの使用に向けた広報啓発の推進



推進方法

1 飲酒運転の根絶	
家庭で	<p>○飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さなどを家族で話し合いましょう。 また、飲酒運転の車に同乗しないことを家族で約束しましょう。</p> <p>○飲酒が予想される会合等に車や自転車で出かけないよう声を掛けましょう。</p> <p>○車で出かける際には、二日酔いなどアルコールの影響がないか確認しましょう。</p>
職場で	<p>○朝礼、研修会などの機会を活用し、飲酒運転防止の指導を徹底しましょう。</p> <p>○飲酒を伴う会合等には、帰宅方法を確認するなどして車を運転しないよう指示を徹底しましょう。</p> <p>○自動車運送事業者の営業所等においては、運転前にアルコール検知器により酒気帯びの有無を確認しましょう。</p>
学校で	<p>○広報資料、DVD等の映像資料及び飲酒疑似体験ゴーグル等を活用し、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校などにおいて、発達段階に応じた飲酒運転防止教育を進めていきましょう。</p> <p>○飲酒運転事故被害者や遺族の手記を朗読するなど、心に響く教育を推進しましょう。</p>
地域で	<p>○各種会合、行事等あらゆる機会を通じて飲酒運転の根絶を呼び掛け、「飲酒運転をしない、させない、許さない」環境づくりに努めましょう。</p> <p>○飲酒を伴う会合等には車や自転車を運転して行かないようお互いに声をかけ合いましょう。</p> <p>○酒類販売業者等と連携し、車両を運転する者には絶対に酒類を提供しないようハンドルキーパー運動の推進を図りましょう。</p>
運転者は	<p>○「これくらいなら」、「少しの距離だから」という安易な気持ちは捨て、自転車も含めて飲酒運転は絶対に行わないようにしましょう。</p> <p>○飲酒が予想される会合等には車や自転車で出かけないようにしましょう。また、飲酒運転の車には同乗してはいけません。</p> <p>○飲酒した翌日にもアルコールの影響があることを認識し、飲酒量・飲酒時間に配慮しましょう。</p>



2 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止	
家庭で	<ul style="list-style-type: none"> ○家族とともに、近所の交通上の危険な箇所における通行方法や高齢者の運転に関する話し合いをしましょう。 ○子供や高齢者が出かける際は、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」を掛けましょう。特に、早朝や夕方、夜間の外出の際には、運転者に自身の存在を知らせるため、明るい目立つ色の服装を選び、一つでも多く反射材を身に着けるように促しましょう。 ○運転免許証の自主返納制度や返納者への優遇措置について理解を深め、高齢者の運転に関して、家庭内で話し合いましょう。
職場で	<ul style="list-style-type: none"> ○朝礼、研修会等で、子供と高齢者の行動特性や歩行者保護の大切さについての教育を行い、子供や高齢者の近くでは、減速・徐行するなど「思いやり」を持った運転をするように指導しましょう。
学校で	<ul style="list-style-type: none"> ○交通ルール遵守と交通マナー実践の必要性を理解させ、交通安全の意識を高めましょう。 ○交通安全教育指導者マニュアルを活用するなど、効果的な交通安全教育を行いましょう。 ○通学路等の安全な通行を確保するため、危険箇所を把握して保護・誘導活動を行いましょう。
地域で	<ul style="list-style-type: none"> ○危険な横断などを見かけたら、思いやりの気持ちをもって声を掛けたり、手を差しのべたりして、地域全体で子供や高齢者を守る意識を高めましょう。 ○高齢者宅への訪問時や町内会などの各種会合の際には、高齢者の交通安全について話し合いましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○街頭で子供や高齢の歩行者・自転車利用者・電動車いす利用者等を見かけたら、スピードを落とすなど、思いやりを持った運転をしましょう。 ○運転者から見て右側からの横断歩行者との事故が多いので、道路の右側にも注意を向けましょう。また、横断歩道に近づいたら減速し、横断歩行者がいないかしっかり確認しましょう。 ○高齢運転者は、高齢運転者標識(高齢者マーク)を表示するよう努めるとともに、発進時は、アクセル、ブレーキを確認し、走行中は標識や標示をよく見て運転しましょう。

3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止	
家庭で	<ul style="list-style-type: none"> ○夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい目立つ色の服装や反射材の着用を家族全員で心がけるとともに、道路の横断方法や自転車の安全な乗り方などの基本的ルールについて、よく話し合いましょう。 ○千葉県自転車安全利用ルール「ちばサイクルール」を活用し、自転車に乗る前の準備と乗るときのルールについて家族全員で話し合い理解を深め、ルールを守って利用しましょう。 ○自転車に乗る時は、万一の事故による被害を軽減させるため、ヘルメットを着用しましょう。 ○自転車の前照灯は早めに点灯させるとともに、夜間道路横断中の事故を防止するため、車体の側面にも反射器材を取り付けましょう。 ○タイヤの空気圧やブレーキ・ライトなどの自転車の点検整備を日常的に行いましょう。 ○自転車保険について、自動車の任意保険や傷害保険等の特約、TSマーク付帯保険等も含めて加入状況を確認し、未加入であれば、万が一の事故に備えて加入に努めましょう。
職場で	<ul style="list-style-type: none"> ○夕暮れ時から夜間にかけての重大事故が多発していることを周知し、事故防止を図りましょう。 ○自転車通勤者等に対して、「ちばサイクルール」の遵守を促しましょう。 ○歩行者のマナーアップについて呼びかけましょう。
学校で	<ul style="list-style-type: none"> ○ホームルーム等で「ちばサイクルール」やスマートフォン・イヤホン等使用運転の禁止規定（千葉県道路交通法施行細則）及び道路交通法について説明し、自転車安全利用を促しましょう。 ○自転車の点検整備と自転車事故被害者の救済に資するための各種保険制度を普及啓発しましょう。 ○自転車の前照灯を早めに点灯するよう指導しましょう。 ○いわゆる「歩きスマホ」の危険性・迷惑性について周知させましょう。
地域で	<ul style="list-style-type: none"> ○危険な自転車の運転を見かけたら、地域ぐるみで交通安全の「ひとこえ」をかけ合いましょう。 ○各種行事・会合や家族向け広報媒体（回覧板、チラシ）を活用し、自転車の早めのライト点灯と反射材の必要性についての啓発に努めましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○歩行者や他の車両に自車の存在を知らせるため、夕暮れ時はライトを早めに点灯するとともに、小まめにライトを切り替えて、歩行者・自転車の早期発見に努めましょう。 ○夕暮れ時や夜間は、他の車両や歩行者等が確認しにくいことを理解し、安全な速度で通行するなど、ゆとりのある運転を心がけましょう。また、運転者から見て、右側からの横断者と衝突する事故が多いので、道路の右側にも注意を向けましょう。

4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

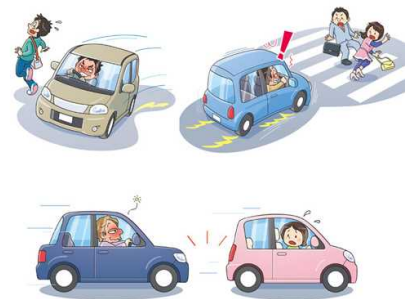
家庭で	<ul style="list-style-type: none"> ○シートベルトやチャイルドシート着用の必要性と効果について家族で話し合い、正しい着用の実践とその習慣づけを図りましょう。 ○自動車で出かける家族にシートベルトやチャイルドシートの着用と安全運転への「ひとこえ」を掛けましょう。
職場で	<ul style="list-style-type: none"> ○研修会や各種行事等の機会をとらえ、シートベルトやチャイルドシートの必要性と効果について、事例の紹介等を取り入れた効果的な啓発に努めましょう。 ○出勤、退社時にシートベルト着用状況を確認するなど、職場全体で着用の徹底を図りましょう。
学校で	<ul style="list-style-type: none"> ○校内放送やホームルームの時間を利用し、シートベルトやチャイルドシートの着用の必要性と効果を伝え、車に同乗するときは、必ず着用するよう指導しましょう。 ○保護者会等の会合を活用し、保護者が子供を乗車させる際は、シートベルトやチャイルドシートを着用させるよう呼び掛けましょう。
地域で	<ul style="list-style-type: none"> ○各種会合や行事等において、シートベルトやチャイルドシートの着用効果事例の紹介をするなど、その必要性と効果についての啓発に努め、地域全体で着用の徹底を図りましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> ○シートベルト着用の必要性と効果を理解し、正しい着用を習慣づけましょう。 ○後部座席の同乗者に対してもシートベルトを必ず着用させましょう。 ○子供を同乗させるときは、国の基準に適合し、体格に合ったチャイルドシートを正しく着用させましょう。

飲酒運転の影響



出典：政府広報オンライン

- 動体視力が落ち、視野が狭くなります。
- 判断能力が低下し、速度超過や乱暴な運転につながります。
- ハンドルやブレーキの操作が遅れます。
- 平衡感覚が乱れ蛇行運転となります。



飲酒運転をなくすための3つの約束

約束1 お酒を飲んだら運転しない

お酒を飲んだら、公共交通機関や運転代行を利用すること。また、飲酒運転を避けるために、自動車を飲食店に持っていかないなどの対策をしましょう。

約束2 運転する人にはお酒を飲ませない

運転するおそれがある人にはお酒を勧めたり、飲ませたりしないこと。

約束3 お酒を飲んだ人には運転させない

飲酒した人には絶対に運転させないこと。飲酒運転の車に同乗しないこと。飲食店側では飲酒運転防止のため、帰りの交通手段を確認するなどの対策を。



飲酒運転根絶3つのお願いです!